

第4回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会次第

日時 令和4年10月25日(火)
午前9時30分～
場所 酒田市民会館「希望ホール」
3階 小ホール

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 第2回委員会協議結果に対する事務局検討内容について
 - (2) 「活用」(案)について
 - (3) 「整備」(案)について
 - (4) 「運営・体制の整備」(案)について
 - (5) 「施策の実施計画」(案)について
 - (6) 「経過観察」(案)について
- 4 その他
- 5 閉会

酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会委員名簿

◎委員

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	日本城郭研究センター名誉館長	田中 哲雄	欠席
2	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	北野 博司	欠席
3	酒田市文化財保護審議会委員	清野 誠	
4	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	平山 育男	
5	株式会社E A U 代表取締役	崎谷 浩一郎	
6	ANAあきんど株式会社 マネージャー	井上 裕太	
7	ユアマイスター株式会社 営業部 マネージャー	荒木 真司	
8	株式会社テーブルビート 代表取締役	佐藤 俊博	
9	酒田市 企画部長	中村 慶輔	
10	株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部長	河村 玲	欠席
11	The Hidden Japan合同会社 代表	山科 沙織	
12	庄内園芸緑化株式会社 代表取締役会長	渡部 佐界	

◎オブザーバー

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	渋谷 啓一	Zoom
2	山形県観光文化スポーツ部 文化財活用課 主任主事	鈴木 弥咲	Zoom
3	全国農業協同組合連合会 山形県本部 本部長	佐々木 英之	
4	庄内倉庫株式会社 代表取締役	太田 政士	
5	庄内みどり農業協同組合 総合企画部長	若木 吉尚	
6	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課 課長	五十公野 光博	
7	港南コミュニティ振興会 会長	小野 英男	
8	株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部 地域プロデュース担当 プロデューサー	畑島 晃貴	

◎山居倉庫保存活用計画策定支援業務受託事業者

(敬称略)

1	株式会社グリーンシグマ	瀬戸 智	
2	株式会社グリーンシグマ	梅嶋 修	

◎事務局

No.	職名	氏名	備考
1	酒田市教育委員会教育長	鈴木 和仁	
2	” 教育次長	池田 里枝	
3	” 社会教育文化課長	岩浪 勝彦	
4	” 課長補佐兼文化財係長	川島 崇史	
5	” 文化財主査	佐々木 和夫	
6	” 主任	渡部 裕司	
7	” 主事	阿部 貴之	
8	” 主事	柿崎 歩水	
9	” 主事	柿崎 智之	

第8章 活用

1 活用の方向性

- 近現代における米穀流通の歴史を知る貴重な文化財としての活用を基本とします。
- 文化財としての価値を保存しながら、史跡の魅力を高める活用を図ります。
- 計画的な調査・研究を継続し、調査・研究成果に基づいた適切な活用を促進します。
- 山居倉庫の価値・魅力を広く伝えるため、積極的な公開・情報発信に努めます。
- 観光資源として、継続して地域社会・地域経済の活性化に寄与する活用を目指します。
- 各世代が米穀流通の歴史と山居倉庫の文化財価値を学び、愛着・誇りを醸成する機会を創出するため、学校教育・地域学習・生涯学習の場として活用します。
- 市内の関連文化財や周辺観光地との連携を図り、史跡の価値を市内外へ発信します。

2 活用の方法

調査・研究

- 山居倉庫に関する様々な調査・研究を継続し、構成要素の多様な価値を見出します。
- 構成要素と歴史資料（文書、絵図、古写真等）の照合、発掘調査などを通して、山居倉庫の歴史的景観の変遷を明らかにします。
- 庄内米に関する歴史文化とそれらを紡ぐストーリーを構築し、ストーリーを語る上で不可欠な有形・無形の文化財群について総合的な調査を図ります。

公開・見学

- 市民や見学者が史跡の価値を体感するための散策や、ケヤキ並木・水辺空間を利用した憩いの場としての公開を図ります
例：案内板・解説板の充実、周辺地域から史跡指定地を眺めるための環境整備、周辺道路や新井田川対岸（右岸）の活用促進（視点場整備等）など。
- 史跡に触れる機会を創出するための催事・イベントの開催、ユニークベニュー*としての活用を検討します。
*ユニークベニュー：本来の用途とは異なるニーズに答えて特別に貸し出される会場。
- 倉庫群には、酒田市の観光ガイド、山居倉庫のガイドンス、インフォメーションセンターなどの施設を設けます。
- 日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」や「鳥海山・飛鳥ジオパーク」のストーリーと連携した展示解説も行い、酒田市の自然、港町文化、文物交流の歴史などを踏まえた総合的な展示解説に努めます。
- 史跡の散策に供する便益性向上や、市民や見学者等の交流促進などに繋がる施設として、飲食施設、休憩所、展示ギャラリー、販売店等の便益施設として活用します。
- 多様な交流や賑わいの創出、地域社会・地域経済の活性化に向けて、市民活動のための貸し出しスペースや、起業支援のための体験型チャレンジショップなど、山居倉庫の保存・活用を支える地元の人々が利用できる事業導入も図ります。

- 倉庫群の既存機能を有効利用した低温倉庫としての継続的な利用も視野に入れ、山居倉庫で低温保管した商品を地域ブランディングに繋げる地域発信機能の導入を検討します。
- 事務所棟・研究室などの建物には管理・運営者の事務機能の入居の可能性についても模索していきます。
- 酒田商業高校跡地整備事業との連携を図り、機能に重複のないように整備を進めます。

教育・学習

- 文化財に触れる学校教育への活用、米穀流通を通じた酒田市全体の歴史学習に努めます。
例：県内外の小・中学校の地域学習や修学旅行の受入継続、各学校への出前授業の実施、小学校の副読本への掲載、米作りに関する実際の民具を利用する体験授業、観光ボランティアの体験授業 など
- 山居倉庫に関する調査・研究の情報公開、米穀の生産・流通を体験・学習する体験プログラムの提供などを通して、現地への興味・関心を高めます。
例：歴史講座、講演会、現地説明会・調査報告会、資料展示、企画展、シンポジウムの開催 など

広報・普及・啓発

- 現地案内（ガイダンス施設・解説板・観光案内等）や印刷物（観光パンフレット・マップ等）による情報提供の充実を図ります。
- 構成要素の詳しい情報や歴史資料のデータベースを市ホームページやポータルサイト開設により公開するなど、デジタルデータの運用による普及・啓発を図ります。
- 日本遺産、ジオパーク、関連文化財（指定・未指定を問わない）、周辺観光地との間で、広域的かつストーリー性のある連携によって相乗効果を図るとともに、情報交換やPRの場として積極的に活用し、効果的な見学者の増加に努めます。
- 山居倉庫における催事・イベントの企画に加え、四季の移ろい（ケヤキ並木の新緑・紅葉・落葉、冬の風景、庄内米や農作物の収穫期、それらを用いた食の旬等）を感じる時期・期間・場所・行事等の実施日などを一覧できるカレンダー（年間スケジュール）などを作成します。
- 山居倉庫をより詳しく案内できるボランティアガイドの養成・育成を図ります。
- 国内外からの見学者等への対応として、案内・解説サイン等について多言語化・デジタル化を進めます。
- 見学者のニーズをすくい上げるため、アンケート等を実施し、対応の改善等にむけた情報を市関係課及び活用団体が共有する仕組みを構築します。
- 北前船に関する広域なネットワークを活かし、更なる価値の向上と全国的な知名度の向上を目指し、歴史・文化を活かした地域の活性化へと繋がります。

第9章 整備

1 整備の方向性

- 各種整備は、文化財の保存に関わるもの、適切な活用促進に関わるものを原則とします。
- 各種整備は保存（保存管理）と活用の方針に従い、史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、常に文化財価値への配慮を念頭に置いて計画・実施します。
- 整備の実行に先立っては、本計画を前提とした山居倉庫整備計画を策定し、これに従って整備を推進します。
- 整備によって史跡に付加される諸要素は歴史的景観との調和を図った上で、可能な限り長期間の使用に耐えられる仕様を選定します。
- 整備の詳細な手法・仕様は山居倉庫整備計画において定め、関係機関及び市教育委員会と調整し実施します。
- 史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、協議・検討の上で、必要最小限となるよう留意します。

2 整備の方法

保存のための整備

- 日常的な管理によって遺構（建造物・工作物・護岸等）に確認された破損については、部分的な部材・部品の交換や外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わない修理は早期対応に努めます。
- 大規模な保存修理や資料根拠に基づく復原によって遺構の外観・形態・意匠に大幅に変更する際は、現状変更等に関する許可申請を行い、事前に計画を立てて整備にあたります。
- 地下遺構を保護するための盛土等については、状況（表層の不足等）に応じて整備することとし、現状変更等に関する許可申請を行い、事前計画を立てて実施します。
- 庭園・樹木の保存管理に必要な整備を実施します。
- ケヤキ並木脇の石畳を撤去します。散策用の遊歩道は、見学者等が根茎周辺の地盤を踏み固めないような仕様への変更、または、ケヤキ並木西側への遊歩道移設を検討します。
- 建造物・工作物等については活用用途に応じた耐震補強を行います。
- 火災への対応については、消防法に基づいて整備を行います。
報知・消火・誘導・防犯設備は、その機能に影響の無い範囲において、建造物の室内意匠を考慮した意匠や設置箇所の選定に努めます。
- 落雷、風雪害等の自然災害対応として、予防措置のための設備や工作物を設置します。

活用のための整備

- 山居倉庫の歴史的景観を阻害している既存の構成要素、活用に際して設置される設備機器など歴史的景観を阻害するものに対しては、歴史的景観との調和を目的とした修

景を施します。

- 本質的価値以外の諸要素、付加・整備された諸要素については、公有化後に不要となるものを撤去します。
- 公開展示に必要な設備等については、展示計画を立案の上で設置します。展示設備については、各遺構の歴史的価値を損なわないよう設置し、また、建造物内部の見学を活用の主目的とするものは、展示設備がその妨げとならないものとしします。
- 公開展示に供する建造物では、冷暖房設備及び断熱材の設置や雪囲い等の設置管理などの対応を図ります。
- 便所は活用方法に応じて、規模・仕様を設定した上で整備を行います。
- 駐車場は必要に応じ、史跡周辺の景観や利便性に配慮しながら整備する。
- 公有化後は、旧施設用途に関わるサイン等を撤去します。
- 山居倉庫の価値に関する解説・案内サインを充実させます。特に、建造物の機能や特徴、指定地及び周辺地域における歴史的景観や敷地の使い方、各時代における建造物の配置と変遷などを示す解説の充実を図ります。
- 史跡指定地内および各建造物内においては、スロープの設置、多機能トイレの整備、音声ガイドの導入など、可能な範囲においてバリアフリー対応を進めます。
- 水道管・消火栓については、老朽化やループ化が指摘されていることから、敷地全体の水需要量と消防水利を踏まえた更新を行います。
- キュービクル（高圧受電設備）の設置が必須となることが予測されるため、歴史的景観に配慮した設置箇所と修景方法を検討します。

第10章 運営・体制の整備

1 運営・体制整備の方向性

- 史跡の管理団体である酒田市が主体となり、土地所有者とも連絡調整を図りながら進めていきます。
- 庁内では、教育委員会を中心に、関係する市の部局間との連携体制を維持するとともに、保存活用計画を中長期的に進めていくための運営体制を整備していきます。
- 庁外では観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団体、地元コミュニティ振興会等山居倉庫に関わる諸団体や市民との連携、協働を図ります。
- 各種事業の計画、実施にあたっては、山形県や文化庁などとの連絡調整を行いながら進めます。

2 運営・体制整備の方法

土地所有者との連携

- 山居倉庫の土地・建物の所有者が行う保存・活用、整備の方法について、管理団体であ

る酒田市は、連絡調整を図りながら適切な史跡の保護に資するよう支援を行うとともに、文化庁への所有者変更や現状変更などの手続きについて適切に行います。

庁内関係課との連携

○山居倉庫に関する庁内の主な関係部署は市長部局の総務課、財政課、企画調整課、都市デザイン課、交流観光課、地域共生課、農政課、教育委員会の社会教育文化課があります。これらの関係部署が連携して山居倉庫の保存・活用・整備の推進を図ります。

体制の整備

○保存活用計画は、教育委員会社会教育文化課が主管となり策定しましたが、山居倉庫の保存・活用・整備については、事業が多岐にわたるため本計画に則り適切に遂行できるような職員体制の充足と維持を図るとともに、将来的には組織の新設等を検討します。

庁外関係団体との協働

○山居倉庫の保存・活用・整備を推進するために、観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団体、地元コミュニティ振興会等山居倉庫に関わる諸団体や市民との情報共有や事業の協働を推進するとともに、山居倉庫の保存・活用・整備に係る支援団体の育成に努めます。

市民協働と地域づくり

○保存活用計画を推進するためには市民協働は不可欠です。将来的には行政に頼らない市民等が主役とする事業を目指します。

緊急時の対応

○自然的事象による破損に対しては定期的な観測を実施し、予防対策保護対策を講じて未然に防ぐ体制を整えるとともに、来訪者、ガイド、事業者等の安全を確保するため、総合的な防災計画を定めます。

第11章 施策の実施計画の策定・実施

1 施策の行動計画

○計画に示した保存・活用に関する諸事業について、重要度・緊急度を定め

- ・短期（概ね5年以内実施する予定／計画策定後に実施）
- ・中期（10年以内実施の見込み／本計画期間内に実施）
- ・長期（10年を越えて実施の見込み／次期計画で実施）

による計画に区分し、事業の優先度を明示します。

行動計画については、毎年、進捗状況を把握し、見直しを図ります。

2 施策の行動計画【表11-1参照】

保存のための整備

（短期計画による整備）

- 遺構の破損・劣化部の補修については、最も重要度の高い整備と位置けます。
- 指定地内における発掘調査や整備に伴い、表層の不足が認められる範囲は、盛土等による地下遺構の保護を徹底します。
- ケヤキ並木の樹勢回復に必要な整備については、喫緊の課題であり、公有化に先行して着手します。
- 地震・風雪害に対する構造補強は、活用整備に応じて順次実施します。
- 各種防災設備のうち、火災に対する対応として、消火栓設備・火災報知設備の設置は短期計画で整備を行い、避難誘導設は活用整備に応じて設置します。

(中期計画による整備)

- 実生木など本来の歴史的景観に結び付かない樹木等は、調査・精査を行った上で除去を検討します。
- 水辺空間の活用・冬季活用の促進などに応じて、風水害、雪害への対策を進めます。

(長期計画による整備)

- 解体を伴う大規模修理は各建造物等の現状(破損状況)を確認の上、活用整備との調整を図りながら実施に繋がります。
- 避雷設備については、要否について文化庁と協議の上設置を検討します。

活用のための整備

(短期計画による整備)

- 歴史的景観を阻害している諸要素の撤去は、公有化後、速やかに調査・精査を行った上で実施します。
- ガイダンス・インフォメーションセンター機能の整備は、公有化後に即時着手し、展示公開施設の整備を進めます。
- 便益機能(便所・駐車場・休憩所など)の整備は、見学者の動線や活用方針に基づいて必要な整備・拡張を進めます。便所は見学者の利便性を考慮して、整備段階で常に利用可能な状態とします。
- サイン整備は史跡の歴史的景観にふさわしい統一したデザインによるものとし、材質・形状・色調・設置場所等の各仕様に関して十分な検討を行い整備します。
- 水道管・消火栓については、活用・防災の観点から公有化後の更新が急務となります。地下遺構の確認を併せて実施し、復旧の際には歴史的景観に配慮した舗装に更新します。

(中期計画による整備)

- 活用に際して設置される設備機器などのうち、歴史的景観を阻害するものに対しては、その機能に影響の無い範囲において、歴史的景観との調和を図る修景を施します。
- 飲食・販売施設の整備を進め、史跡の積極的な活用を図ります。
- 史跡指定地及び周辺地域のバリアフリーの対応について、見学ルートとの調整を図りながら実施します。

(長期計画による整備)

- 地下遺構の調査研究（発掘調査に取り組みます）。
- 建物の貸し出し機能の整備については、長期的な視点で整備を進めます。
- 建造物のバリアフリーについては建物ごとの活用方法に基づき、状況によりハード（設備対応）・ソフト（人的対応）の双方で対応します。

第12章 経過観察

1 経過観察の方向性

- 山居倉庫の文化財価値を維持向上するため、指定地及び周辺環境に対する負の影響、破損・被害の進行状況、改善状況を一定の周期によって経過観察し、継続的に記録します。
- 経過観察の記録を元に、その後の予防対策・保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整え、恒久的な保存と改善を図ります。
- 予防対策・保護対策は負の影響を最大限に防ぐとともに、最短で除去又は影響を最小限に抑えるために合理的な対策を立案します。

2 経過観察の方法【表12-1参照】

指定地及び周辺環境の保護

- 山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素について、景観阻害要因の記録・分析・特定を行い、撤去もしくは修景を行います。
- 周辺地域における景観阻害要因について、設置者又は管理者に対し、景観に配慮した形態・意匠・材料等への変更を働きかけます。
- 酸性雨の基準値達成率、気温の経年変化（温暖化）、病虫による被害など、自然環境への負の影響を観察し、歴史的景観を構成する自然的要素の保護を講じます。
- 地震、風雪害、火災等の災害に伴う被害面積を記録し、き損届出を管理・分析することで、以後の予防策・改善策を講じます。
- 見学者数、自動車・バスの利用数、指定地周辺の交通量を確認することで、活用促進に向けた整備の必要性把握や分析に向けた資料とします。

構成要素の保護

- 史跡を構成する建造物には防災設備を設置し、定期的な点検を実施します。
- 各建造物・工作物は定期的に劣化状況を確認し、破損・劣化の修理を早期対応することで大規模修理を避け、維持管理の継続で保存するよう努めます。
- 指定地の主たる樹木については、生育状況を把握するとともに、枯死や虫害等による危険性の早期発見に努めます。

保存管理の現況

- 現状変更等の行政手続きを確実にを行い、執行状況の確認を徹底します。

- 清掃等の維持管理への市民参加者数を観察することで、史跡への興味関心に関する指針とします。

活用の現況

- 災害時における見学者等の安全確保マニュアルの作成を進めるとともに、運用における課題を抽出し、改訂を継続します。
- 山居倉庫に関する研修会・セミナー、学校教育・社会教育への活用状況等の実施回数と参加者数を把握することで、地域学習に関する活用実態の参考とします。
- 活用団体の活動報告や、行事・催事に関する内容や参加者数の実施記録を作成し、活用実績としてとりまとめ、今後の活用に関する参考とします。
- パンフレット・ホームページによる情報提供の実績について、印刷部数やアクセス回数を記録することで、情報提供による史跡の認知度や本質的価値の浸透度を測る参考資料とします。
- ボランティアガイド等の養成実績について記録し、常に一定数の人数を確保するよう努めます。
- 史跡地内及び周辺地域の見学モデルを設定し一体的な活用を図るとともに、周知媒体の作成やその効果について検証を行います。
- 見学者に対して利用しやすさや分かりやすさ等を測るアンケートを実施し、展示内容や情報発信等の拡充に努めます。

整備の現況

- 計画の進捗状況や維持管理の継続的实施などについて経過観察を実施します。

運営・体制の現況

- 関係行政機関、所有者、関係団体、活用団体等により、指定地及び周辺環境における本質的価値の保存活用に向けて開催する各調整会議の開催回数や議事内容を記録し、管理運営体制を維持します。